
宇 都 宮 市
ごみ焼却施設整備基本計画

平成 2 6 年 3 月
宇 都 宮 市

目 次

第1章 計画の概要	-1-
第1節 策定の目的	-2-
第2節 計画の位置付け	-2-
第3節 計画目標年次	-2-
第4節 更新用地に係る状況	-3-
第2章 施設の基本条件	-5-
第1節 施設規模	-6-
第2節 計画ごみ質	-9-
第3節 焼却炉の形式	-10-
第3章 施設計画	-13-
第1節 環境保全計画	-14-
第2節 熱利用計画	-18-
第3節 プラント設備計画	-20-
第4節 土木建築計画	-30-
第5節 外構設備計画	-37-
第6節 施設配置・動線計画	-38-
第7節 緑化計画	-40-
第8節 啓発設備計画	-41-
第9節 その他の計画	-42-
第4章 事業計画	-43-
第1節 事業手法	-44-
第2節 財政計画	-46-
第3節 施設整備スケジュール	-47-

第1章 計画の概要

- 第1節 策定の目的
- 第2節 計画の位置付け
- 第3節 計画目標年次
- 第4節 更新用地に係る状況

第1節 策定の目的

宇都宮市（以下、「本市」という。）は、平成23年9月に策定した「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「基本計画」という。）において、北清掃センターと南清掃センターの集約化を見据えた施設整備を中期的に行い、効果的・効率的なごみ処理体制を構築することを位置付けたところです。

また、平成25年3月に策定した「宇都宮市一般廃棄物処理施設基本構想」（以下、「基本構想」という。）において、新中間処理施設の更新用地を北清掃センター用地とすることや処理方式をごみ発電施設（ごみ焼却施設）とすること等を決定したところです。

これらを踏まえ、ごみ焼却施設として整備する新中間処理施設（以下、「新施設」という。）の炉の形式や主要設備等を定め、計画的な整備推進に資するため、「宇都宮市ごみ焼却施設整備基本計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、基本構想及び宇都宮地域循環型社会形成推進地域計画を具体化するための計画です。計画の位置付けを図1-1に示します。

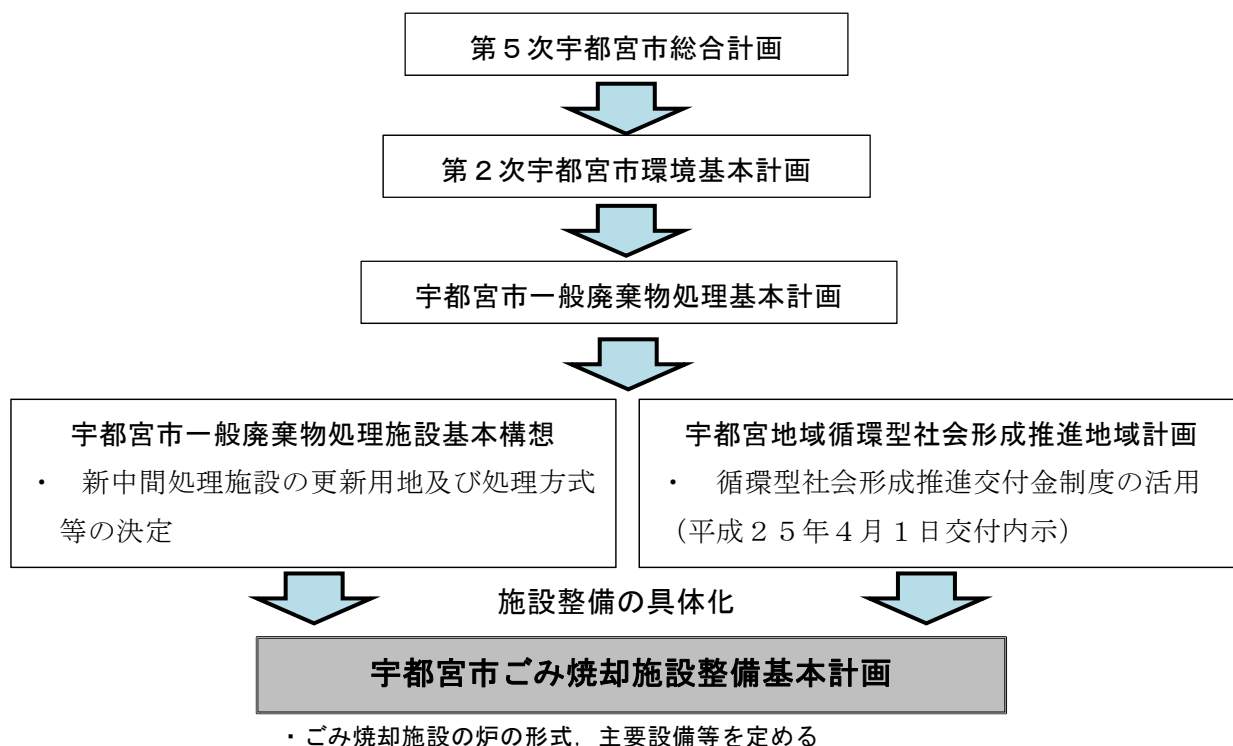


図1-1 計画の位置付け

第3節 計画目標年次

計画目標年次は、稼働予定である平成32年度とします。

第4節 更新用地に係る状況

1 インフラ状況

(1) 更新場所

更新用地 : 宇都宮市下田原町3435番地 (現宇都宮市北清掃センター用地)
敷地面積 : 約19,300m²

(2) 周辺土地利用の状況

周辺土地利用の状況は次のとおりです (図1-2参照)。

- ア 北側 主に田畑
- イ 南側 主に民家, 工場
- ウ 東側 主に工場
- エ 西側 下田原運動場, さらに奥に民家



図1-2 更新用地の位置

(3) 敷地周辺設備の状況

敷地周辺設備の状況は次のとおりです。

- | | |
|------|---|
| ア 電気 | 敷地東部に特別高圧線が整備されています。 |
| イ 用水 | 敷地周辺に上水道が整備されています。また、更新用地内には井水取水点があります。 |
| ウ 燃料 | 都市ガスは整備されていません。 |
| エ 排水 | 敷地周辺に下水道が整備されています。 |

2 立地条件

(1) 地形・地質等

更新用地の現況高は、約145mです。

更新用地の地形は、田原台地と呼ばれる低位段丘面に位置しますが、表層のロームなどの火山灰質粘性土が欠如し、旧河川によって形成された沖積粘性土・沖積砂礫の分布が確認され、沖積低地面の様相を呈しています（出典：平成25年度北清掃センター地質調査業務委託報告書）。

(2) 都市計画事項

更新用地の都市計画条件は次のとおりです。

- | | |
|------------|-----------------------|
| ア 都市計画区域 | 宇都宮市都市計画区域 |
| イ 都市計画区域面積 | 約19,300m ² |
| ウ 用途地域 | 工業地域 |
| エ 防火地域 | 指定なし |
| オ 高度地区 | 指定なし |
| カ 建ぺい率 | 60%以内 |
| キ 容積率 | 200%以内 |
| ク 高さの制限 | 建築基準法による高さの制限 |